

令和3年2月17日
岩手県農林水産部
水産振興課

原子力災害対策特別措置法による「砂鉄川のイワナ」の出荷制限の解除について

【要旨】

- 1 平成24年5月8日に原子力災害対策本部から本県の「砂鉄川のイワナ」に出されていた出荷制限について、令和3年2月17日付けで解除されました。
- 2 海産魚の出荷制限は、平成31年3月14日のクロダイを最後に全て解除されており、今回の内水面のイワナの解除で、本県で漁獲される全ての水産物の出荷制限が解除となります。
- 3 県では、引き続き海産魚と内水面の淡水魚について放射性物質検査を継続し、安全性について県HPで公表していきます。

1 出荷制限の経過（内水面）

時期	河川及び対象魚
H24. 5～6	【出荷制限の指示】 ・砂鉄川及び磐井川のイワナ ・北上川の一部、県内の大川、気仙川のウグイ
H26. 7～27. 9	【出荷制限の解除】 ・磐井川のイワナ ・北上川の一部、県内の大川、気仙川のウグイ
↓	※ 砂鉄川のイワナのみ出荷制限が継続
R3. 2. 17	【出荷制限の解除】 ・砂鉄川のイワナ

2 今後の検査体制

- ・出荷制限が解除された後も、引き続き海産魚と内水面の淡水魚について放射性物質検査を継続し、安全性について県HPで公表していきます（毎週公表中）。

【担当】水産振興課 特命担当